

さいにゆうこく きよか

再入国許可を もらうには

さいにゆうこく きよか

○ 再入国の 許可を もらう とき

にほん いる がいこくせき ひと ながい きかん にほん で にほん はい
日本に いる 外国籍の 人が 長い 期間 日本を 出てから また 日本に 入るとき、

さいにゆうこく もう こ
再入国を 申し込む ことが できます。

にほん で まえ しゆつにゆうこくざいりゆうかんりきよく きよか う さいにゆうこく
日本を 出る 前に、出 入国在留管理局で 許可を 受けて おくと、再入国の とき、

にゆうこくきよか てつづ なお ひつよう
入国許可の 手続きをやり直す 必要が なくなります。

さいにゆうこくきよか かい もう こ かい う
再入国許可は、1回 申し込むと 1回 受ける ことが できます。

にほん で がいこく い ばあい く かえ さいにゆうこく
よく 日本から 出て 外国へ 行く 場合は、繰り返し 再入国が できる

きよか すうじさいにゆうこくきよか
許可（数次再入国許可）を もらう ことも できます。

さいにゆうこくきよか てつづ かね ひつよう
再入国許可の 手続きには お金が 必要です。

かい さいにゆうこくきよか すうじさいにゆうこくきよか きよか ひつよう かね
1回だけの 再入国許可と 数次再入国許可は、許可を もらうのに 必要な お金が
ちがいます。

ゆうこう ばすぽーと ざいりゆうかーど も さいにゆうこくきよか う
有効な パスポート と 在留カード を 持っていれば、再入国許可を受けなくても

ばあい
いい場合が あります。

ひつよう しよるい

○ 必要な 書類

ざいりゆうしかく ざいりゆう りゆう ばあい ていしゆつ しよるい
在留資格と 在留している 理由など 場合に よって、提出する 書類が ちがいます。

おおさかしゆつにゆうこくざいりゆうかんりきよくこうべしきよく
大阪出入国在留管理局神戸支局 078-391-6377

じゅうしょ こうべしちゆうおうかいがんどおり こうべちほうごうどうちようしゃ
(住所) 神戸市中央区海岸通 29 神戸地方合同庁舎

せいかつの いろいろなこと (にしのみやしの ばあい)